

JIS

スポーツ専用自転車

JIS D 9304 : 2026

(JBPI/JSA)

令和 8 年 2 月 20 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	田 辺 新 一	早稲田大学
(委員)	安 部 泉	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	江 坂 行 弘	一般社団法人日本自動車工業会
	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
	奥 野 麻衣子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	片 山 英 樹	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	鐘 築 利 仁	一般財団法人日本規格協会
	鎌 田 敏 郎	大阪大学
	倉 片 憲 治	早稲田大学
	越 川 哲 哉	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	小 山 明 男	明治大学
	是 永 敦	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	椎 名 武 夫	千葉大学
	寺 家 克 昌	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	高 津 章 子	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	高 辻 利 之	一般社団法人日本計量機器工業連合会
	田 淵 一 浩	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	俵 木 登美子	一般社団法人くすりの適正使用協議会
	水 流 聡 子	東京大学
	廣 瀬 道 雄	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	細 谷 恵	主婦連合会
	増 井 慶次郎	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	山 内 正 剛	国立大学法人信州大学

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 31.2.20 改正：令和 8.2.20

官 報 掲 載 日：令和 8.2.20

原 案 作 成 者：一般財団法人自転車産業振興協会

(〒590-0948 大阪府堺市堺区戎之町西 1 丁 3-3 TEL 072-238-8731)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 田辺 新一)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省イノベーション・環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	3
4 安全性（性能，構造及び形状・寸法を含む）	3
4.1 一般	3
4.2 制動装置	4
4.3 操だ（舵）装置	9
4.4 車体部	13
4.5 走行装置	16
4.6 駆動装置	19
4.7 座席装置	23
4.8 保護装置	25
4.9 積載装置	29
4.10 照明装置及びリフレックスリフレクター	29
4.11 警音装置	30
4.12 完全組立車の路上試験	30
5 表示	30
5.1 製品の表示	30
5.2 表示の耐久性	31
6 取扱説明書	31
7 商品選択上の情報	34
附属書 JA（参考）JIS と対応国際規格との対比表	36
解 説	38

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般財団法人自転車産業振興協会（JBPI）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS D 9304:2019** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

スポーツ専用自転車

Bicycles for exclusive sports usage

序文

この規格は、2023年に第3版として発行されたISO 4210-2を基とし、我が国の実情を反映し安全性の確保などを図るため、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、附属書JAに示す。

1 適用範囲

この規格は、JIS D 9111の規定で分類されるマウンテンバイク及びロードバイクのうち、表1の主要寸法に適合するものについて規定する。

なお、スポーツ専用自転車（以下、自転車という。）とは、表1の主要寸法に適合するマウンテンバイク及びロードバイクをいう。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 4210-2:2023, Cycles – Safety requirements for bicycles – Part 2: Requirements for city and trekking, young adult, mountain and racing bicycles (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、ISO/IEC Guide 21-1に基づき、“修正している”ことを示す。

表1—各車種の主要寸法

車種		マウンテンバイク	ロードバイク
サドル最大高さ	mm	635 以上	
自転車の長さ	mm	1 900 以下	
自転車の幅	mm	1 000 以下 ^{a)}	600 以下
ハンドルの幅	mm	350 以上 1 000 以下	350 以上 600 以下
車輪の径の呼び		26 以上 29 以下	26 以上 28 以下
注 ^{a)} 自転車の幅が 600 mm を超えるものは、道路交通法施行規則第9条の2の2に定められた普通自転車の車体の大きさ（長さ 190 cm, 幅 60 cm）に該当しないため、軽車両として扱われる。			

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。